

建設企業の皆様

公 表

平成30年12月25日

「社会保険加入促進宣言企業」を公表します

～山口県における建設企業の社会保険加入推進に向けた取組状況～

山口県内の建設企業による社会保険加入を地域レベルでの取り組みとするため今年11月5日から募集していました「社会保険加入促進宣言企業」※1の第1回取りまとめ結果（12月18日現在）を公表します。

宣言いただいた企業は、21社となりました。また、企業のリストは、別紙の通りです。

今後も「社会保険加入促進宣言企業」の受付は継続していますので、社会保険加入推進に向けたこの取り組みにご賛同いただける建設企業の皆様におかれましては、下記をご参照のうえ、宣言書をお寄せ下さい。

なお、宣言いただいた企業の名称等は、随時中国地方整備局のホームページ※2にて公表することを予定しています。

※1. 今年11月2日に開催された「山口県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された“社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準”を元請・下請のそれぞれの立場において守ることを宣言書にて宣言し、中国地方整備局に宣言書の写しを提出いただいた建設企業をいいます。

※2. 中国地方整備局建政部のページにて公表することを予定しています。

<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/>

《参考：宣言について》

1. 募集の対象者：山口県内に拠点を置く建設企業

山口県内での施工実績を有する建設企業

※法人であるか、個人であるかは問いません。また、建設業団体に所属しているか否かも問いません。

2. 宣言方法：別紙の「宣言書」に日付、会社名、代表者名、所在地をご記入のうえ、
下記送付先宛てにFAXをお願いします。

＜問い合わせ・送付先＞

建政部 計画・建設産業課 森本、大田

T E L 082-221-9231 (代表：平日・昼間)

FAX 082-511-6189 (直通)

社会保険加入促進宣言企業 (平成30年12月18日現在) [山口県建設業社会保険加入推進地域会議]

※表中の企業名は、50音順に表示。

行	企業名	代表者	所在地
ア	石山建設(株)	代表取締役 石山 克之	山口市大内矢田南4-8-1
	(株)イノウエ	代表取締役 井上 隆之	山陽小野田市埴生1388-25
	(株)井原組	代表取締役社長 井原 昌二	山口市徳地堀1981-4
	宇部工業(株)	代表取締役社長 河野 剛志	宇部市大字妻崎開作874-1
カ	勝井建設(株)	取締役社長 勝井 優	岩国市通津2396
	(株)技工団	代表取締役社長 作間 悅次	山口市緑町6-13
	協和建設工業(株)	代表取締役 田村 伊正	萩市大字椿2370
	熊野舗道工業(株)	代表取締役 熊野 智史	山口市小郡みらい町1-1-15
サ	(株)サンスパック	取締役社長 山本 修司	下関市田中町15-7
	指月建設(株)	代表取締役 杉山 仁志	萩市椿東上野826-15
	新光産業(株)	代表取締役社長 古谷 博司	宇部市厚南中央2-1-14
	住吉工業(株)	代表取締役 中村 成志	下関市長府扇町1-23
タ	大栄建設(株)	取締役社長 原田 肇	宇部市北琴芝2-12-1-2
ナ	日本電設工業(株) 中国支店	執行役員支店長 村上 正夫	広島市東区二葉の里1-1-42
	(株)野口工務店	代表取締役社長 野口 大輔	下関市南部町23-19
ハ	不動建設(株)	代表取締役 石田 成嗣	宇部市西平原4-3-15
マ	(株)ミヤベ	代表取締役 宮部 秀文	岩国市元町1-8-10
	(株)森野組	森野 友輝弘	岩国市由宇町南2-5-14
ヤ	山口建設(株)	代表取締役 砂川 泰一	山口市大内御堀3954
	洋林建設(株)	取締役社長 松江 卓郎	周南市平和通1-26
	(株)吉富組	代表取締役 吉富 壮克	美祢市美東町大田5899-1

『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』

元請企業

1. 工事を受注する際には、施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業

6. 工事を受注する際には、必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入されること
8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

宣言書

『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』

元請企業として

1. 工事を受注する際には、施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求める、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業として

6. 工事を受注する際には、必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提示し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入されること
8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求める
10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、平成30年11月2日開催の「山口県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

会 社 名

代 表 者 名

所 在 地
